

公 示

次のとおり、企画競争について公示します。

平成23年8月24日

全国健康保険協会
理事長 小林 剛

1 企画競争に付する事項

平成23年度健康状況に応じたオーダーメイドの情報提供等業務委託

2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 全国健康保険協会会計細則第25条及び26条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成22、23、24年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一参加資格)「役務の提供」のA、B又はCの等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (5) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (6) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受け、かつ、直近1年間について保険料に未納がない者であること(健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、厚生年金保険料に未納がないこと)。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近1年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (8) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (9) プライバシーマーク付与認定、ISO/IEC27001又はJISQ27001認証のいずれかを取得している者であること。

3 契約候補者の選定

仕様書に基づき提出された企画書等について評価を行い、契約候補者一者を選定する。

4 企画競争説明書を交付する日時及び場所

- (1) 日時 平成23年8月24日(水)~平成23年9月9日(金)12時まで

(2) 場所 〒102-8575

東京都千代田区九段北4-2-1 市ヶ谷東急ビル9階
全国健康保険協会本部 経理グループ

5 企画競争に係る説明会の開催

企画競争参加希望者に対して、説明会を実施する。

(1) 日時

平成23年8月31日(水) 10時30分

(2) 場所

〒102-8016

東京都千代田区富士見2-7-2

ステージビルディング14階

全国健康保険協会船員保険部会議室

6 企画競争説明書に対する質問の受付及び回答

質問は、下記により電子メールまたはFAX(A4、様式自由)にて受け付ける。

(1) 受付先 下記記載の「本件担当、連絡先」

(2) 受付期間

平成23年8月24日(水)～平成23年9月9日(金) 12時まで

(3) 回答

説明会前に受け付けた質問 説明会において回答する。

説明会後に受け付けた質問 原則、受付日の翌営業日までに回答する。

7 企画書等の提出期限等

(1) 提出期限 平成23年9月14日(水) 12時

(2) 提出先 6(1)に同じ

(3) 提出方法 直接提出(持参)又は郵送とする。郵送の場合は上記7(1)の期限までに必着すること。

8 企画提案会の開催

有効な企画書等を提出した者から、企画内容等の説明を求めるために実施する。

なお、応募者多数(四者以上)の場合は、提出された企画書等により事前審査を行い、参加者(三者)を選定する。

(1) 日時 平成23年9月21日(水) 10:00～

(2) 場所 〒102-8016

東京都千代田区富士見2-7-2

ステージビルディング14階

全国健康保険協会船員保険部会議室

9 企画書の無効

本公示に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は、無効とする。

10 その他

詳細は、「企画書募集要領」による。

【本件担当、連絡先】

住所 〒102-8016
東京都千代田区富士見2-7-2
ステージビルディング14階
担当 全国健康保険協会 船員保険部
船員保険企画グループ 三上
電話 03-6862-3060
FAX 03-6862-3066
E-mail mikami-tatsuya@kyoukaikenpo.or.jp

【参考】

全国健康保険協会会計細則（抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第25条 契約責任者等は次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被補佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者

（競争に参加させないことができる者）

第26条 契約責任者等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後3年間は競争に参加させないことができるものとする。又これを代理人、支配人その他の使用人として使用するものについても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 契約に関する調査に当たり虚偽の申し出をした者
- (7) 前各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 契約責任者等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。